



平成 24 年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

芦 屋 市

一般廃棄物処理実施計画目次

I 計画の位置付け

II ごみ処理実施計画の内容

- 1 発生量及び処理量の見込み
- 2 ごみの減量化・再資源化計画
- 3 市・事業者・市民の責務
- 4 収集・運搬計画及び排出方法
- 5 中間処理計画
- 6 最終処分計画
- 7 市民に対する広報・啓発活動
- 8 削減目標

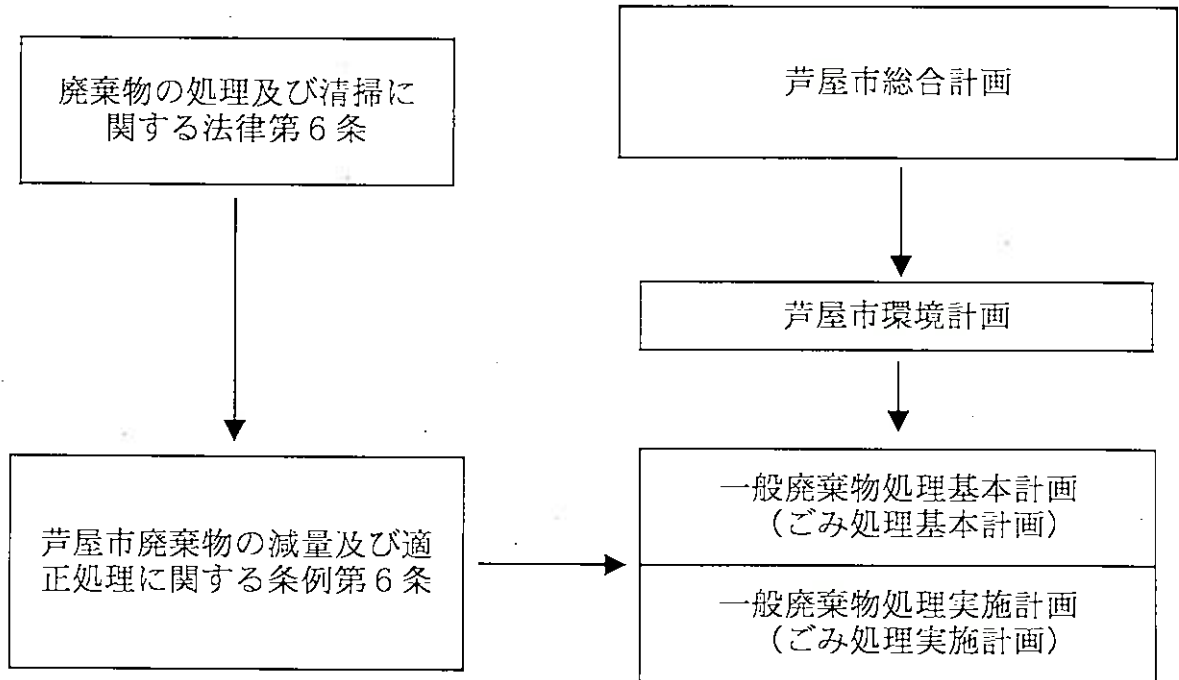
添付資料

- 1 芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領
- 2 ごみ処理総合原価算出根拠（平成22年度）
- 3 芦屋市廃棄物処理実績及び推計

I 計画の位置付け

一般廃棄物処理実施計画は、市町村が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定めている。

本計画の位置付けは、次のとおりであり、上位計画と整合を図って策定している。



II ごみ処理実施計画の内容

1 発生量及び処理量の見込み

(1) 収集区域 芦屋市全域

(2) 収集面積 18.57 km²

(3) 収集人口

計画収集人口（ごみ） 96,015人（平成23年10月1日現在）

ア 市（直営） 56,222人

イ 委託業務 39,793人（JR以北地域及び楠町）

（燃やすごみ収集対象人口を記載）

(4) ごみ発生量（直接搬入を含む。）

（H23年度見込み）

収集（排出）区分	収集（搬出）量
計画収集（直営・委託）	21,843 t
直接搬入（許可・自己）	11,109 t
合計	32,952 t

（H24.2月末現在算出）

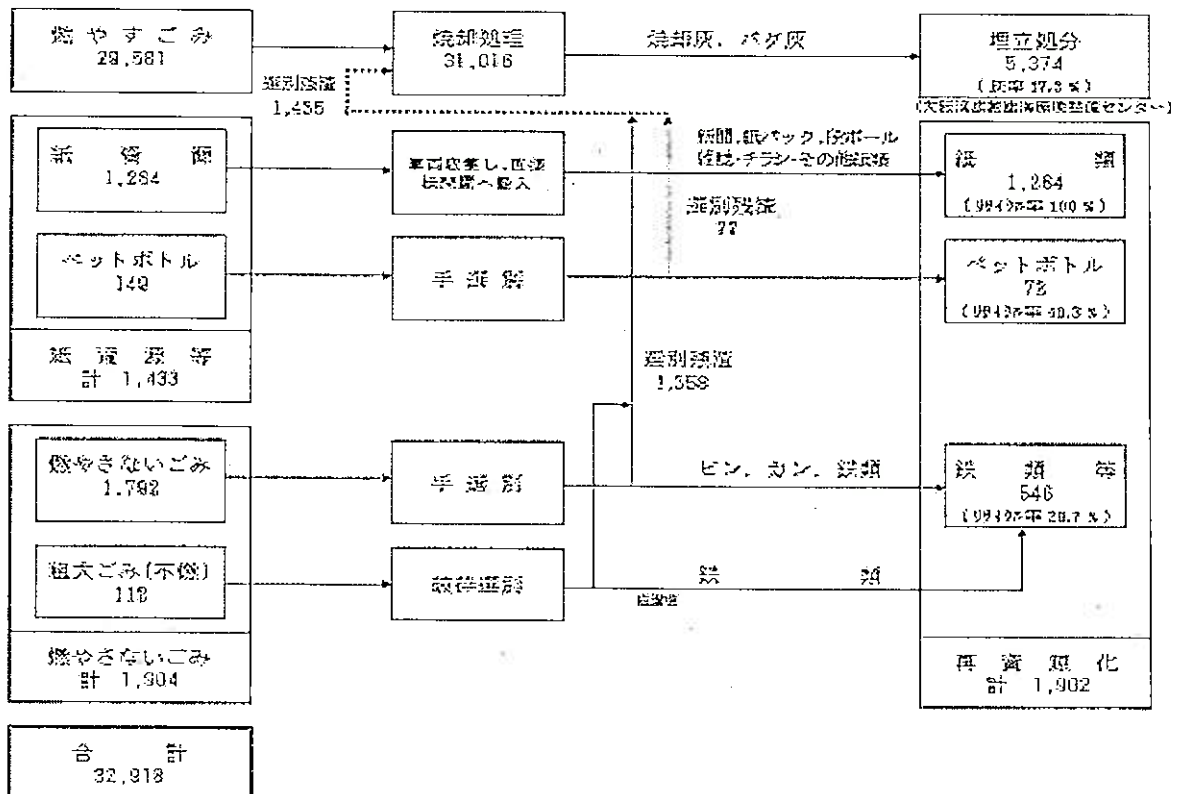
(5) 一般廃棄物の排出状況

区分	年度		H22実績	H23見込み	H24推計
	ごみの種類				
家庭系	直営	燃やすごみ	7,404 t	7,388 t	7,425 t
		パイプラインごみ	2,816 t	2,710 t	2,724 t
		燃やさないごみ	760 t	792 t	796 t
		粗大ごみ	372 t	391 t	393 t
		植木剪定ごみ及び一時多量ごみ	169 t	198 t	199 t
		紙資源	648 t	593 t	596 t
	計		12,168 t	12,072 t	12,133 t
	委託	燃やすごみ	7,889 t	8,073 t	8,114 t
		燃やさないごみ	848 t	980 t	985 t
		紙資源	785 t	718 t	722 t
計		9,522 t	9,771 t	9,821 t	
小計		21,690 t	21,843 t	21,954 t	
直接搬入	許可	燃やすごみ	5,994 t	5,954 t	5,984 t
		燃やさないごみ	102 t	82 t	82 t
	計		6,096 t	6,036 t	6,066 t
	自己	燃やすごみ(一廃)	4,671 t	4,744 t	4,768 t
		燃やすごみ(産廃)	379 t	261 t	262 t
		燃やさないごみ	82 t	68 t	68 t
計		5,132 t	5,073 t	5,098 t	
小計		11,228 t	11,109 t	11,164 t	
合計		32,918 t	32,952 t	33,118 t	

(6) ごみ処理フロー (平成22年度)

ごみ発生量に対する焼却処理量, 再資源化量等を下の図に示す。

(t)



2 ごみの減量化・再資源化計画

ごみの減量化・再資源化を図るため、平成12年7月からペットボトルの分別収集、平成13年10月から粗大ごみ収集・処理の有料化を実施した。

特に粗大ごみについては、これまでプレス車で収集していたものをリフト車で収集し、自転車、家具類等の再生可能なものは、修理を行い、市民に提供している。また、平成16年4月から、紙資源の分別収集を実施した。

市民・事業者・市が一体となったごみの減量化、再資源化に向けた取組としては、5R生活の推進、「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」の指定、買い物袋持参運動の啓発活動を行ってきた。また、芦屋市商工会と共催し、フリーマーケットの開催と資源ごみ集団回収報奨金交付事業等を行っている。

今年度も、引続き、次の施策を実施して、ごみの減量化・再資源化を図る。

(1) 芦屋市廃棄物減量等推進審議会の開催

平成18年3月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7及び芦屋市廃棄物減量等推進審議会条例の規定に基づいた芦屋市廃棄物減量等推進審議会を設置し、一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進、分別収集の実施等の一般廃棄物処理の基本方針に関する事項等を審議する。

(2) 資源ごみ集団回収事業

資源ごみ集団回収を実施する団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図っている。

自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で組織された登録団体に対して、段ボール、新聞、雑誌、紙パック類、その他紙類、古着、カンを対象として、1kg当たり4円の報奨金を交付している。

なお、平成18年2月に要綱の改正を次のとおり行った。

- ・ 団体間の報奨金の均衡を図るため、年度当たり80万円の上限額を設定した。
- ・ 当該団体以外の資源ごみの回収をする場合、同意書を申請の添付書類とした。
- ・ 逆有償により資源ごみを回収する業者は、登録ができないこととした。

回収実績及び推計

区分	年度		実 績				推 計
	H18	H19	H20	H21	H22	H23見込み	H24
計画収集人口 (人)	93,498	94,399	94,979	95,248	95,493	96,015	96,500
1 可燃系資源ごみ (t)	4,347	4,397	4,298	4,036	4,052	4,129	4,211
発生原単位 (g/人日)	127	127	124	116	116	117	120
2 不燃系資源ごみ (t)	29	37	41	44	47	48	48
発生原単位 (g/人日)	1	1	1	1	1	1	1
3 = 1+2 回収実量 (t)	4,376	4,434	4,339	4,080	4,099	4,177	4,259

(実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳+外国人登録人口)

(3) 其他のごみの減量化・再資源化

ア ごみ減量化・再資源化推進宣言店の実施

本市では、平成5年4月から、ごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所等（主に小売店、スーパー等）を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定し、市民、事業者、市が一体となったごみ減量化、再資源化運動の展開を図っている。

指定を受けた店舗・事業所等は、その活動内容に賛同した上で宣言の店であることを明示したステッカーを掲示し、現在48店舗が運動を行っている。

イ 牛乳パック、ニカド電池等の回収

平成16年4月から紙資源等の行政回収を実施したことに伴い、拠点回収していた牛乳パックのうち、公共施設等に設置していた回収箱については、撤去した。また、ニカド電池も拠点回収をしていたが、回収箱を撤去し、今後は、販売店での回収を基本とするが、「その他燃やさないごみ」で出されたニカド電池は、選別・回収して、再資源化を行う。

ウ 生ごみ堆肥化容器購入助成事業

生ごみの堆肥化容器購入助成事業は、一定の目的を達成したため、平成20年3月末をもって、助成制度を終了した。

3 市・事業者・市民の責務

(1) 市の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて、一般廃棄物の減量化を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量化及び適正な処理について、市民及び事業者の啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、事業活動によって生じた廃棄物の減量化に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、過大包装を自粛するなど廃棄物の減量化とその他の適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

エ 事業者は、自己が排出するごみを一般廃棄物収集運搬業者に処理を委託する場合においても、ごみの減量化、再資源化に努めること。

オ 一般廃棄物処理（収集運搬）業者の協力義務

(ア) ごみの収集運搬は、可燃ごみ、ペットボトル、カン、ビン及びその他不燃ごみ、紙資源に分別して行うこと。

(イ) 自ら取り扱うごみは、積極的に再資源化に努めるほか、排出事業者にもその旨、周知すること。

(3) 市民の責務

市民は、排出する廃棄物を分別して、再資源化できるものは有効に利用し、排出量の減量に努めなければならない。

4 収集・運搬計画及び排出方法

家庭ごみを「燃やすごみ」、「再生資源」、「燃やさないごみ」に分別して収集する。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞」、「紙パック」、「ペットボトル」、「ビン」、「カン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別収集とする。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市からの委託業者、一般廃棄物収集運搬業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行う。ただし、芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については、事業系一般廃棄物を除く廃棄物のうち、燃やすごみは、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。

廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないその他の燃やすごみ（投入口より大きい物、段ボール、植木類、大きな書籍等）は、月1回車両収集により行う。

ア 市又は市からの委託業務で収集運搬する一般廃棄物

市が収集・運搬する（市が委託して収集運搬する場合を含む。）廃棄物は、市の定める処理計画に適合した廃棄物で、次に掲げるものとする。

(ア) 一般家庭が排出するごみ及び粗大ごみ

(イ) 一般家庭が排出する一時多量ごみ

(ウ) 動物の死体

イ 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する一時多量のごみ

(ウ) 一般家庭が排出するごみ及び粗大ごみで市の収集によらないごみ

(エ) 事業活動に伴って生じたごみ

(2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合芦屋支部で引き取る。

市での収集は、原則行っていない。

(3) 排出方法

ア 市民は、この計画に定めるごみの種類ごとに収集袋等に収納し、ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。

イ ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した定められた場所をいい、その位置を明示した地図は、環境処理センターにおいて、一般の閲覧に供するものとする。

市民は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び再生資源に分別し、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。

ウ 市民は、その排出する廃棄物が危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

収集区分, 回数, 方法及び廃棄物搬入先

種類及び収集地域		収集区分	収集回数	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 高浜町10~20番, 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	市直営	週2回	ごみステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	JR以北地域(楠町を含む)	委託	週2回	ごみステーション方式		
	芦屋浜(高浜町10~20番除く)及び南芦屋浜地域(涼風町・南浜町10~19番除く)のパイプラインに投入できない物	市直営	月1回	ごみステーション方式		
	陽光町8-20の貯留装置に投入できない物	市直営	月1回	ごみステーション方式		
	高浜町1~9番・若葉町及び南芦屋浜地域(陽光町・海洋町1~7番・南浜町1~9番)のパイプラインに投入できない物	委託	月1回	ごみステーション方式		
	芦屋浜(高浜町10~20番除く)及び南芦屋浜地域(陽光町8-20・涼風町・南浜町10~19番除く)	市直営	随時	管路輸送		
燃やさないごみ	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 芦屋浜地域(高浜町10~20番・浜風町・新浜町・緑町・潮見町), 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	市直営	第2・4週	ごみステーション方式		
	JR以北地域(楠町を含む)	委託				
	高浜町1~9番・若葉町					
	南芦屋浜地域(陽光町・海洋町・南浜町1~9番)					
再生资源等	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 芦屋浜地域(高浜町10~20番・浜風町・新浜町・緑町・潮見町), 南芦屋浜地域(陽光町8-20・南浜町10~19番・涼風町)	カン	市直営	第3週	ごみステーション方式	
		ビン		第1・5週		
	JR以北地域(楠町を含む)	カン	委託	第3週		ごみステーション方式
		ビン		第1・5週		
	高浜町1~9番・若葉町	カン		週1回		
		ビン		随時		
	南芦屋浜地域(陽光町・海洋町・南浜町1~9番)	カン		第3週		
		ビン		第1・5週		
	JR以南(楠町を除く)臨港線以北, 芦屋浜地域(高浜町10~20番・浜風町・新浜町・緑町・潮見町), 南芦屋浜地域(陽光町8-20, 南浜町10~19番・涼風町)	ペットボトル	市直営	第3週		ごみステーション方式
		段ボール		第1・5週		
		雑誌・チラシ等		第2週		
		新聞紙		第4週		
JR以北と楠町・高浜町1~9番・若葉町・南芦屋浜地域(陽光町・海洋町・南浜町1~9番)	紙バック	委託	第4週			
	ペットボトル		第3週			
	段ボール		第1・5週			
	雑誌・チラシ等		第2週			
	新聞紙		第4週			
	紙バック		第4週			
粗大ごみ	全市内	市直営	事前申込制	個別収集	芦屋市環境処理センター	
	一般家庭から排出する引越し等のごみ	市直営	事前申込制	個別収集		
	事業所が排出するごみ	一般廃棄物収集運搬業者	随時	個別収集		

※ごみステーション方式とは, (3)イで定められた場所(ごみステーション)に排出された廃棄物を収集する方法をいう。

収集曜日及び時間

区	町名	燃やさないごみ		缶	瓶	資源物	ペットボトル	新聞紙・紙パック
		燃やさないごみ	その他					
い	輪田中町	水・金	第2・4週 水	第3週 木	第1・3週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水
	若原町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	伊原町	月・木	第2・4週 木	第3週 木	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	打出小橋町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	打出町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	島島町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	東山町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	大塚町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	上野川町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	春日町	火・金	第2・4週 月	第3週 月	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
ろ	川島町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	分志町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	横町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	三島町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	三島南町	火・金	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	朝王塚町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	清水町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	北見町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
	藤原町	火・金	第2・4週 木	第3週 木	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	北見町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 火	第2週 火	第3週 火	第4週 水
ち	高尾町1～9番	第2週 水	第2・4週 月	毎週 月	コンテナ	第1・3週 水	第3週 水	第4週 水
	高尾町10～20番	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	大塚町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	高尾2町	月・木	第2・4週 木	第3週 木	第1・3週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水
	月形町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水
	池田町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 水	第2週 水	第3週 水	第4週 水
	東田町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	南町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	西山町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	西原町	火・金	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
ほ	西原町	火・金	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	駒形町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	高尾町	火・金	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	高尾町コンテナ設置場所	第2週 水	第2・4週 金	毎週 金	コンテナ	第1・3週 水	第3週 水	第4週 水
	山崎町	月・木	第2・4週 金	第3週 金	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	東野町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	平田北町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	平田町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
あ	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 火	第3週 火	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
さ	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水
	船2町	月・木	第2・4週 水	第3週 水	第1・3週 月	第2週 月	第3週 月	第4週 水

燃やすごみ

(月・木・地曜日と火・金・地曜日)
午前8時30分までに出す。

燃やさないごみ

(市内を月～金曜日に分けて収集)
午後0時30分までに出す。

第2・4週 燃やさないごみ
その他 燃やさないごみ

再生資源(瓶類)

(市内を月～金曜日に分けて収集)
午後0時30分までに出す。

第1週 段ボール
第2週 雑誌・チラシ等
第3週 その他紙類
第4週 ペットボトル
第5週 新聞・紙パック
第6週 段ボール

再生資源(缶・瓶)

(市内を月～金曜日に分けて収集)
午後0時30分までに出す。

第1週 ビン
第3週 カン
第5週 ビン

粗大ごみ

申込み予約制
電話 22-2166
月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで
(土・日・祭日～午後4時45分を除く)

橋本・高尾ごみ
一時多量ごみ

申込み予約制
電話 22-2166
月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで
(土・日・祭日～午後4時45分を除く)

(4) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者

ア 許可業者

事業者名	車両台数（台）	作業員数（人）
(株) 丸 与 商 店	6	7
(有) 芦 屋 浄 水	(2)	(3)
芦屋環境サービス(株)	3	6
(株) 藤 起 業	2	3
(有) 泉 興 業	4	6
(株) シ ン ト ー	3	4
(株)エコワークスシステム	3	3
(有) N A K A Z A W A	3	5

※括弧内は、委託との併用数

(H23. 10月現在)

イ 委託業者

事業者名	車両台数（台）	作業員数（人）
(株) 丸 与 商 店	9	20
(有) 芦 屋 浄 水	2	3
(株) 藤 起 業	1	3

※予備車両含む。

(H23. 10月現在)

5 中間処理計画

(1) 一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、市が行う。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(7) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、市環境処理センターにおいて焼却する。

(イ) 破碎処理

可燃性粗大ごみは、市環境処理センターにおいて破碎し、焼却する。

(ロ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化をする。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）

一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

(7) 紙くず

(イ) 木くず

(ロ) 繊維くず

(エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ（ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機〕

平成21年4月1日から、液晶テレビ、プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目として、追加された。

過去に販売又は、買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電気商業組合芦屋支部が引き取る「兵庫方式」で処理をする。

エ 在宅医療廃棄物

(7) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理する。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理をする。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは、処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理をする。

(2) 中間処理施設

ア 名称 芦屋市環境処理センター

イ 所在地 芦屋市浜風町31-1

ウ 処理設備 焼却炉・破碎機・不燃物圧縮機・切断機

焼却炉	型 式	全連続燃焼式焼却炉	
	処 理 能 力	230 t / 24 h (115 t / 24 h × 2基)	
破碎機	可 燃 性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-552SK
	粗大ごみ用	処理能力	10 t / 5 h 破碎寸法 200mm以下
	不 燃 性	型 式	二軸剪断式破碎機 NS-452S
	粗大ごみ用	処理能力	5~8 t / h
圧縮機	型 式	カンスタイザー-KC10-D3	
	処 理 能 力	10 t / 8 h	
切断機	型 式	アリゲータ式	
	切 断 能 力	刃先 13 t 刃元 74 t	

(3) 中間処理の内訳 (H24年度推計)

中間処理量(t)	内 訳	
	焼 却 量 (t)	資 源 化 量 (t)
33,118	31,119	1,999

6 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分による。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰、ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

種 類	概 要
焼却灰、ばいじん処理物	
委 託 先	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入基地及び所在地	尼崎基地（尼崎市平左衛門町）
埋 立 処 分 場	神戸沖埋立処分場
埋 立 方 法	海面埋立方式（管理型）

7 市民に対する広報・啓発活動

- (1) ごみの出し方についての啓発冊子「家庭ごみハンドブック」を全世帯に配布
- (2) 転入世帯にも「家庭ごみハンドブック」を配布
- (3) ごみ収集日カレンダーの配布
- (4) 芦屋市公式ホームページに「環境（ごみの収集）」について掲載
- (5) 啓発用リサイクル関係のイベント等への参加
- (6) ケーブルテレビによる啓発活動
- (7) フリーマーケットの開催
- (8) 広報あしや「環境特集号」による広報及び啓発
- (9) 自治会等各団体への啓発
- (10) リユース・フェスタの開催
- (11) 市内の小・中学生を対象に募集したポスター展開催による啓発
- (12) 環境処理センター施設見学会の開催
- (13) 5R生活推進会議への参画

8 削減目標

この一般廃棄物処理実施計画の上位計画として、一般廃棄物基本計画がある。

本市は、基本計画の中で、ごみの減量化、再資源化計画として、環境省の循環型社会形成推進基本計画を参考に削減目標を設定している。平成22年度の達成率は、次のとおりである。

項目	(基準) H12	(目標) H27	(進捗状況) H22	
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) ※集団回収含む	1,273.2	961.9	1,062.0	91%
1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日) ※資源ごみ・集団回収除く	788.2	551.7	576.3	96%
事業系ごみ排出量 (t/年)	10,105	8,084	11,228	72%

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項）

- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ50cm、直径10cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがある。

II 二み処理総合原価算出根拠 (平成22年度)

原価要素	区分		収 集 部 門		中 間 処 理 部 門		最終処理部門		合 計	構成比	
	車両収集	真空収集	委託収集	計	精選比	精選比	精選比	精選比			
人											
件											
費											
報 酬	①				0	0.00%	217,400	0.03%	217,400	0.02%	
給 料	②	134,435,435		143,443,886	21.06%	16,430,988	9,200,150	25,631,138	4.10%	169,075,024	
諸 手 当	③	118,498,930	4,567,759	123,066,689	18.06%	10,655,204	9,014,653	19,669,857	3.15%	142,747,208	
共 済 費	④	45,342,213	1,571,125	47,013,338	6.90%	5,189,511	3,069,733	8,259,244	1.32%	55,282,682	
貸 借 金	⑤	2,047,999		2,047,999	0.30%		0	0	0.00%	2,047,999	
報 償 費	⑥				0.00%	16,554,365	8,100	16,554,465	2.65%	16,554,465	
普通預費	⑦	10,700	4,880	15,580	0.02%	17,230	8,090	25,310	0.00%	40,890	
特別取費	⑧				0.00%		0	0	0.00%	0	
費用弁償	⑨				0.00%	11,440		11,440	0.00%	11,440	
計 (A)		394,334,938	11,252,214	315,597,152	46.33%	49,099,248	21,300,726	70,399,974	11.27%	385,977,126	
委 用 費	⑩	22,270,345	44,419,892	66,690,237	9.79%	8,018,570	156,065,735	164,114,311	26.29%	230,984,548	
使 務 費	⑪	791,595		791,595	0.12%	2,179,688	575,869	2,755,547	0.44%	5,775,999	
委 託 料	⑫	6,022,061	78,297,450	120,809,850	205,129,351	30.11%	33,518,996	299,399,588	332,915,474	53.30%	567,686,326
使用料及び賃借料	⑬	240,292		240,292	0.04%		226,177	226,177	0.04%	466,469	
工 平 請 負 費	⑭	86,463,300		86,463,300	12.66%	2,573,210	60,712,900	53,086,110	8.65%	139,549,410	
備 品 購 入 費	⑮	5,927,250		5,927,250	0.87%	572,250		572,250	0.09%	6,499,500	
負担金滞納・交付金	⑯	50,000		50,000	0.01%	23,000	114,700	137,700	0.02%	202,700	
公 課 費	⑰	364,000		364,000	0.05%		381,900	381,900	0.05%	745,900	
計 (B)		35,615,533	209,220,642	120,809,850	365,656,025	53.67%	46,695,660	507,569,309	554,169,469	86.73%	951,710,851
部門別経費 (A)+(B)		339,950,471	220,492,856	120,809,850	681,243,177	100.00%	95,774,908	528,804,585	624,579,443	100.00%	1,337,687,977
処 理 量 (C)		9,359	2,816	9,522	21,690		6,152	31,016	37,168		
A 経 費			B 経 費							C 処理量	
単 位 当 均 直 接 原 価 (円/A)		36,350	78,295	12,687	31,408		15,663	17,049	16,804	5,329	
1人当均直接原価/年		8,882	13,331	2,969	7,133		1,002	5,537	6,540	333	
1世帯当均直接原価/年		19,432	30,323	6,616	15,833		2,220	12,290	14,616	740	
人 口		36,272	16,538	40,683	95,493		95,493	95,493	95,493	95,493	
世 帯		17,494	7,271	18,260	43,026		43,026	43,026	43,026	43,026	

人口,世帯数は,平成22年10月1日現在

- A 経 費 : 常用費 22,270,345円 = 給用費 (18,117,534円) + 水道料 (3,152,761円 , 8.017㎡)
- B 経 費 : 常用費 44,419,892円 = 給用費 (14,550,242円) + パイプライン センター 電気 (29,869,650円)
- C 処理量 : 処理量 8,152t = ペットボトル (149t) + 炭やさないごみ (1,004t) + 資源ごみ集積回収量 (4,099t)
- D 処理量 : 処理量 37,017t = 緑ごみ処理量 (32,818t) + 資源ごみ集積回収量 (4,099t)

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

(t)

区分	年度			実績					績			推計
	H18	H19	H20	H21	H22	H23見込み	H24					
行政区域	93,498	94,399	94,979	95,248	95,493	96,015	96,500					
計画処理	93,498	94,399	94,979	95,248	95,493	96,015	96,500					
自家処理	0	0	0	0	0	0	0					
排出前資源回収量	4,376	4,434	4,339	4,080	4,099	4,177	4,259					
(集団回収量)												
各種ごみ	12,461	12,101	12,290	11,892	11,628	11,483	11,541					
粗大ごみ	276	290	284	335	372	391	393					
植木剪定, 一時多量ごみ	207	204	185	218	169	198	199					
計画収集	12,944	12,595	12,759	12,445	12,168	12,072	12,338					
各種ごみ	10,664	10,360	10,040	9,668	9,522	9,771	9,821					
粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0					
2. 委託処理	10,664	10,360	10,040	9,668	9,522	9,771	9,821					
3. 計画収集	23,608	22,955	22,799	22,113	21,690	21,843	21,957					
同上	690	666	658	636	621	622	623					
発生原単位 g / 人・日												
4. 計画	6,742	6,594	6,328	6,079	5,895	6,036	6,066					
5. 計画	6,403	6,376	6,033	5,400	4,753	4,812	4,836					
6. 計画	0	0	0	0	0	0	0					
発生量	36,763	34,925	34,160	33,592	32,918	32,952	33,118					
焼却	92	88	86	86	85	85	85					
中間処理	33,808	32,123	31,534	31,419	31,016	30,963	31,119					
売却	2,955	2,802	2,626	2,173	1,902	1,989	1,999					
焼却	5,873	5,901	5,512	5,576	5,374	5,337	5,364					
最終	5,873	5,901	5,512	5,576	5,374	5,337	5,364					

※ 行政区域人口は、10月1日現在の推計人口

排出前資源化量は、集団回収により回収された資源量
産業廃棄物量については、平成22年度実績値から計上する。